

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会（任意）

第6回協議会 会議録要旨

日 時 平成14年9月5日（木）午後1時30分～3時30分  
場 所 一志町：とことめの里 健康教育教室  
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長

---

議 長 第6回の協議会を一志町さんで開催させていただきます。

では、早速事項に入ります。本日の事項書をご覧ください。今までやってきたアンケートの調査結果もお話させていただきますが、2番目の住民説明会資料の中、今までの先行調査項目の内容や合併の基本項目など、大事なことがあります。

幹事会で議論していただき、ある程度こういう方向というのもございます。また、そういう問題を事務局レベルで議論できていないという問題、いろいろございますので、これらのものは手分けをして、皆さんに考えていただく種を提供していきます。

これは10月頃に、それぞれの地域で住民の皆さんに説明をいただくためのイメージ等を整えるためにしておるところでございます。従いまして、どういう枠組みで合併をしていくか、これは前回の協議会でお話して皆さんにご理解をいただいたように、9月に入ったばかりですので本日の議題にはせずに、それ以外のビジョンでありますとか、基本4項目、先行調査項目についてのご意見を伺ってまいりたいと思います。

ただいま午後1時半です。この会議午後3時半まで予定しておりますので、よろしくをお願いします。

では、過日行ったアンケートの結果をご説明いたします。また、シンポジウムの中で、お客様にもいろいろ伺っておりますので、それも併せてご説明いたします。

事務局長 それでは、アンケート結果についてご報告いたします。

2点ございまして、まず1点目まちづくり基本構想策定にかかるアンケート調査結果報告についてご説明を申し上げます。調査の目的といたしましては津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会では、構成市町村の住民に、これからの地域のあり方や新しいまちづくりについて考えてもらうために、合併後の将来のまちづくりについてのビジョンを示すものとして、「まちづくり基本構想」の策定を行いますが、この構想の策定にあたり、住民の意見を把握するためアン

ケートを実施いたしました。

調査の項目といたしましては、一般的な市町村合併の動向など合計 11 項目について質問を行いました。

調査の方法は、調査対象者は構成市町村に居住する 20 歳以上の男女、標本数は 5,000 人、回答数は 2,272 人で 45.4%の回答率でございました。

2 ページをご覧ください。

これは各市町村別の集計結果でございます。たとえば、津市では対象標本数が 2,120、回答数が 929、回答率が 43.8%というようになっております。一番高いのが、嬉野町が 53.9%、次に一志町 51.0%、美里村 50.7%、低いのが河芸町で 39.4%になっておりまして、全体で 45.4%という結果が出ております。

次に、7 ページをご覧ください。

問 1 で、「一般的な市町村合併の動きについてどう思われますか。1 つ選んでください」と聞いています。「望ましい」というのが 21.5%、「少なくとも合併を検討することが望ましい」が 34.0%、併せまして 55.5%となっております。「どちらともいえない」が 21.5%、「望ましくないと思う」が 13.8%となっております。

次に 8 ページをお願いします。

図 12 につきましては、各市町村別に「望ましい」、「望ましくない」等の回答の率でございます。たとえば、津市でございますと「望ましい」が 23.7%、「少なくとも合併を検討することが望ましい」が 35.3%、このように表しております。さらに、「望ましくない」が 11.4%となっております。これで、市町村の傾向が分かると思います。

それから 10 ページをお願いします。

「市町村合併が望ましいと思う理由を 3 つ選んでお答えください」では「行政経費の節約、行政運営の効率化」が 895 件、「市町村長や議員、職員の削減」が 736 件のように、このように結果が出ております。

次に 11 ページをお願いします。

「市町村合併が望ましくないと思う理由 3 つ選んでお答えください」の設問で、1 番多いのは「市町村の区域が広くなり、行き届いたサービスが受けられなくなる」で、続いて「市町村合併後の中心地域と周辺地域で格差が生じる」、「行政サービスが低下したり、料金が上がったりする」等、以下のようにとなっております。

次、12 ページ問 4 をお願いします。

「当合併問題協議会が設置されていることについてご存知でしたか」ということですが、「よく知っていた」というのが 603 人で 26.5%、「少し知っていた」が 1,224 人で 53.9%、「知らなかった」が 374 人で 16.5%となっております。結果、約 8 割の方が何らかの形で知っていただいているということでもあります。

次に 17 ページの問 7 をお願いします。

「合併が行われた場合、そのまちのあり方として何を望まれますか」という設問でございます。

1番多いのが「海、山、川など豊かな自然環境を大切にしたまち」、続いて「高齢者や障害者施策など安心して暮らせる福祉のまち」、それから「道路、公園、上下水道などの生活環境が整ったまち」そういった結果が出ております。

続いて18ページの問8をお願いします。

「市町村合併により新しいまちづくりが行われる場合、重視して欲しいと思う施策を6つ選んでください」というものです。

一番多かったのが「高齢者福祉の充実」で、特にとびぬけております。それから「地域医療の充実」等以下の結果でございます。

次に19ページの問9をお願いします。

「新しいまちづくりを行う場合、新市の行政のあり方に何を求められますか」という設問です。「住民意向をきめ細かく反映させる仕組みづくり」、「情報公開、提供の推進」、「事業の実施にあたり、住民に説明を行い、納得してもらう仕組みづくり」という順であります。

次に20ページの問11です。

自由な意見を書きいただきました。ここにあるのは主なもので、実際はかなり、いろいろ書いていただいてありましたが、それを要約させていただきました。

次に8月21日のシンポジウム会場でのアンケート結果についてでございます。参加者が約650人でアンケートの回答者数が300人、46%の回答率です。

その中で、「合併は必要」というのが195人(65%)、「どちらかといえば必要」が72人(24%)、「合併の必要はない」が13人(4%)、「分からない」が11人(4%)という結果が出ております。

次に市町村合併シンポジウム会場アンケート自由意見を市町村別、性別、年齢別という形で提供させていただいております。全部で103件の意見がございます。これについてもご覧いただけますようお願いいたします。

以上でアンケート結果の報告を終わります。

議 長 今、アンケート結果について事務局長からご説明をいたしました。すでに新聞等に発表いたしましたので、それぞれの各社のコメントなどを皆さん方はご覧いただいたと思います。細かいデータでございますので、一度ゆっくりとご自身の立場でその数字をご覧になっていただいて、そして住民の方がどのように考えていらっしゃるかご参考にしていただきたいと思います。

今までのことで何かご質問がありましたら、どうぞ。

よろしゅうございますか。

では、データでございますので、後で熟読いただくということで次に移らせていただきます。

次が住民説明会用の資料についてでございます。

かねてから、この事務局で住民の皆さんにお話をさせていただくためにいろいろデータを揃えて、皆さん方のご参考にとということで勉強してもらってまいりました。

住民配布資料の概要（予定）は、こういったような目次でできてくるのではないかという並べ方です。こういう資料をそれぞれ皆さんがご説明をいただくときに参考にさせていただくなり、プリントしてお渡しをさせていただくなり、いろんな形での使いようがあるのではないかと思います。ですから、この中に入っておりますことでいろんなご意見もございましょうし、こういったものもというのもあると思います。ただ、あまり日がございませんので、中途半端なものであったかもしれないですが、今日、皆さん方に議論の種にお出ししたというわけであります。

意義とか課題とかは比較的一般論でございますので、今まで皆さん方にお話しをしてきたり、皆さん方も、それぞれご勉強なさったりされた事柄であろうと思いますので、この辺はざっと説明いたします。

次の財政等の問題は、類似団体との数字とかが並べてございますので、詳しく説明いたします。

それから、次のまちづくりのビジョンは勉強会、研究会でやっていただいておりますので、その中間案といいますか、こういうことを議論しておるという委員会での策定状況をまずお話したいと思います。

次に基本4項目と先行調査項目でございますが、かなり政策的、政治的な部分がございますので、これはまたパートを分けてご説明をいたしたいと思います。

では、まず1~4を事務局長からご説明いたします。

事務局長 それでは、「11市町村による合併の意義」、「市町村合併の課題」について、まずご説明をさせていただきます。

1~5の中で「自立し得る自治体」ということで、市町村が地方分権の進んだこれからの時代を、「自立した自治体」として住民それぞれの地域にあった豊かさを享受しながら暮らしていける社会を築くことであります。

次に2番目の「一体感のある圏域」ということで、この地域には安濃川、雲出川、また、経ヶ峰、青山高原、下流には伊勢湾を望みながら、流域圏としての一体感を共有しているということでございます。

次に「一体的なまちづくり」ということで、圏域内の水や空気や緑を自分たちの共有財産であるとの認識のもとに、同じ市民として守りあったり、利用しあったりすることが可能になります。

次に「自立可能な規模」ということで、11市町村の合併であれば、合併による特例措置が切れた後や税源の移譲が行われた後も、安定した財政運営が可能であり、職員も業務を専門的にこなすことが可能な人員を確保できます。

次に「30万都市でのメリット」ということで、中核市に指定されますと県の権限が多く移譲されることにより、事務手続きの迅速化や効率化、住民サービスの向上を図ることが出来ます。

次に市町村合併の課題ということで4点あります。

まず「少子高齢社会の到来」で、お年寄りに必要な福祉、医療、介護などのニーズが拡大する反面、それを支える若年層の減少で税収減をもたらすなど、現状の市町村単位ではサービスの継続的な維持が困難になることも考えられます。

次に「住民の日常生活の変化」ということで、当協議会を構成する11市町村では昭和の大合併以来、その区域はほとんど変わっておりませんが、現在、交通体系や情報通信網の発達などにより通勤、通学、買い物、通院などの住民の日常生活は市町村の枠を超えて、ますます広がっております。広域化、多様化した住民のニーズを重視した行政サービスを提供していくためには、時代に合わせた行政区域の見直しをしていく必要があるということでございます。

次に「地方分権の到来」ですが、地方分権一括法が成立したことにより本格的な地方分権時代が到来し、市町村の役割はますます重要となります。住民の期待に応えられるサービス体制の確保には、人材や財源確保など自治体の能力の強化が急務となっております。

次に「行財政の悪化」です。国と地方の借金の合計は、平成14年度末約693兆円となり、国民一人当たりでは約549万円にのぼり、大変厳しい財政状況にあります。このような中、地方交付税制度の見直しが論議されることになり、市町村は、今後ますます厳しい財政運営を強いられることは必至で在ります。また、地方分権の推進による市町村の住民サービスは、小規模な市町村ほど厳しい財政運営となります。

次に財政に移ります。2ページをご覧ください。

まず、「類似団体との比較による試算」と「合併による削減効果」それから、「合併した新市に対する財政支援等」という3点です。

まず、2ページの11市町村及び類似団体の経費でございます。

類似団体との経費の比較ということで、まず地方税につきましては11市町村でいきますと合計(A欄)で408億7,700万円となります。類似団体(C欄)では474億3,200万円となっております。比較しますと65億円ほど低くなります。なお、地方税につきましては、市町村民税均等割額の統一とか都市計画税との課税基準についての整理が必要であります。

次に普通交付税でございますが、これも合計(A欄)を見ていただきますと

192 億 7,700 万円、類似団体（C 欄）が 74 億 5,300 万円、その差は 118 億 2,400 万円程類似団体より高いという形でございます。普通交付税につきましては、交付税算定の改正もありますが、9 ページの資料 6 を見ていただきますと分かると思いますけれども、平成 14 年度交付基準額が 174 億 1,000 万円という事でありましたが、この算定基準での合併後の新市では平年ベースで 148 億 8,000 万円という形で、差し引き 25 億 3,000 万円の減収とされます。

それから、その他の収入につきましても、同様に 11 市町村合計で 529 億円、類似団体では 395 億 2,000 万円で、これと比較いたしますと、133 億 6,000 万円高くなっております。その他の収入につきましては、今後の建設計画により、国県支出金、地方債などの収入の変動が予想されます。

歳入計につきましては、1,130 億 4,000 万円ということで、類似団体では 944 億 1,000 万円で差引き、186 億 3,000 万円であります。

次に、歳出であります。保健所等の設置とか町村の生活保護の増が見込まれますけれども、人件費、物件費の減少が見込まれることから、その経費を新市のまちづくりの財源として活用することは可能であります。

まず、人件費で類似団体の比較でいきますと、合計（A 欄）267 億 8,000 万円、類似団体（C 欄）235 億円で、差し引き 32 億 7,000 万円の増となります。

個々に人件費についてご説明いたします。4 ページの資料 1 をご覧ください。

ここで 11 市町村の議員定数ですが、今 186 名いらっしゃいますけれども、その議員報酬が 9 億 5,600 万円。

合併となりまして、最終的には 46 人以内ということで、その経費につきましては、46 人で今の津市の報酬額で計算しておりますが、4 億 3,700 万円という事で、定数減が 140 名、経費で 5 億 1,800 万円の減が見られるということでございます。

次に 3 ページの表と連動して見ていただきますと分かると思うのですが、直接は 5 ページの資料 2 を見ていただきたいと思います。

これは、首長さん、助役さん、収入役さん、教育長さん、監査委員さんの中で、各市町村で給与総額を合計いたしますと 5 億 4,500 万円ということでございまして、11 市町村でそれぞれ一人になるというように計算をしていきますと、経費が 7,100 万円ということで、4 億 7,400 万円の減が見込まれます。

次に職員給与の削減効果ですが、6 ページの資料 3、これも普通会計での試算でございます。

津市は実際には 1,668 人ですけれども、普通会計ですと 1,440 人というような形で、全会計の職員ではございませんが、11 市町村全部足しますと 3,064 人、経費が 200 億 8,000 万円となります。類似団体で計算しますと、人員が 2,171 人になり、893 人の人員削減となり、給与の削減額は 39 億円となります。

しかし、この圏域とは 1 人あたりの給与の実態が違いますので、この圏域の職員一人当たりの給与年額に換算して計算をいたしますと、1 人当たり 655 万円として 893 人分で削減額 58 億 5,000 万円といった数字になります。

これは、あくまでも退職者等いろいろな変動する要素があると思いますが、給与等につきましてはトータルで 68 億 4,000 万円という形で削減が出来るのではないかという試算でございます。

あと、管理部門経費につきましても、試算しております。

議会費の削減効果といたしまして、7 ページの資料 4 をご覧ください。これは人件費を先ほど全体の削減額で計算いたしましたので、これを除きまして、11 市町村で総額 14 億 3,100 万円という形でございますが、人件費分 13 億 1,600 万円を控除し、その他が 1 億 1,500 万円出ております。類似団体では 6,200 万円でございますので、差し引き 5、300 万円の削減ができるという試算でございます。

それから次に、総務費の削減効果につきましては 8 ページの資料 5 をお願いいたします。ここでも人件費分と、各市町村で臨時的で変動の激しい積立金を控除いたしまして試算しております。合計欄で見いきますと 62 億 4,000 万円から類似団体の 33 億 8,000 万円を引きますと、約 29 億円の削減ができるというような試算でございます。

これに普通交付税の減少額の 25 億 3,000 万円ということをお案し差し引きいたしますと、トータルで 72 億 3,000 万円というように出ております。

次に扶助費につきましては元に戻りまして、2 ページをご覧ください。類似団体と比べますと、15 億円程低い額でございますけれども、扶助費のうち生活保護費については、現在町村部の生活保護事務は県の事務でありますので、新市となれば、その経費が必要なため 7 億円程度の増額が見込まれます。

次に公債費につきましては、差引き欄で 31 億 1,000 万円多い状況でございます。現在では社会資本の重複投資も考えられますので、今後の建設計画により、減少することも考えられます。

物件費につきましては、これも 38 億 6,000 万円多い状況でございますけれども、住民基本台帳、住民健康保険などの電算業務、さらに施設管理等に係る費用の減少が見込まれるということでございます。

投資的経費につきましても、合併時において施設整備等の増加も考えられますが、今後の建設計画によって変動が考えられます。

歳入、歳出の増減につきましては、新市の建設計画及び都市計画税等の税収の整理など、細部についてはまだ不明な点もございますが、現在、想像されるところでは、歳入では普通交付税が 14 年度の平年ベース 25 億円の減少となるものの、歳出面では人件費の削減、その他物件費で相応の削減があると考えられます。

したがって、今後の建設計画のもとでの詳細な試算は必要でございますけれども、現段階では歳出規模は現行の行政サービスを維持しながら、11市町村の合計の1,087億円から、1,000億円程度になるということで、現在、各市町村が実施している行政サービスを一元化、効率化することによる余剰財源により、地域全体の行政サービスの向上が図れるものと推測されます。

しかしながら、これについては留意点というのがあります。

まず、類似団体の数値はあくまでも中長期的な視点に立って見込みとなる数値としてとらえていることに留意する必要があります。

類似団体の数値につきましては人口規模と産業構造の二つの要素により設定されており、次のようなことに留意する必要があります。

3点程ございます。

- (1) 合併に伴う面積の拡大による経費の増加は考慮されていない
- (2) 過疎地域に指定されている団体と指定されていない団体が混在されていること
- (3) 類似団体の数値で人口規模の幅が大きいため、実際に合併した場合の人口規模等に乖離が大きい場合があること

こういうことでございます。

それから、次に10ページ「合併した新市に対する財政支援等」でございます。

- (1) まちづくりのための建設事業に対する財政措置といたしまして、標準全体事業費が739億5,000万円。これの95%が702億5,000万円、それから、元利償還金の70%の交付税491億8,000万円が措置されるということになっております。
- (2) 新市振興のための基金造成に対する財政措置といたしましては、標準基金規模40億円。
- (3) 普通交付税の特別措置といたしましては、一本算定（合併後）の場合154億円。合併前の算定で普通交付税が188億5,000万円ということで、合併による減額分が33億7,000万円。これが10年間保障され、その後、5年間は減額分を暫減保障するというので、15年間で総額約421億円という形の数字が出ております。
- (4) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置ということで、行政の一本化に必要なシステム統一、ネットワーク整備、また行政水準や住民負担水準の格差是正に必要な経費、これについては普通交付税による包括的な財政措置で、5年間で総額30億円。
- (5) 特別交付税による財政措置、合併を機に行う新たなまちづくり、公共料金の格差是正、公債費負担格差是正、それから土地開発公社の経営健全化についての包括的な財政措置ということで、3年間で総額12億円。

- (6) 合併市町村補助金として、例として、電算システムの統合、庁舎等の改修、公共施設のネットワーク化など、3年間で総額16億8,000万円。
  - (7) 市町村合併支援交付金。これにつきましては合併後10年間に行われる新市建設計画に基づく事業や地域アイデンティティを高めるための事業に対して、県が行う補助。10年間で総額14億円。
  - (8) 過疎地域の市町村の合併に対する措置。
  - (9) 関係省庁の連携による支援策及び県の支援策。
- というようなことがございます。

次に「まちづくりビジョンの中間案の策定状況」といたしまして、

1の策定に当たっての考え方(1)基本構想の内容につきましては、11市町村が合併した場合のまちづくりのビジョンを示すものでございます。11市町村は行政圏、生活圏、歴史、文化、自然環境などの共通したものを多く持つ圏域であります。11市町村一体となって、30万都市県都におけるまちづくりを行っていくという認識に立ちまして、新市におけるまちづくりの理念、住民のまちづくりへのかかわり方、基本的な政策の考え方などをまとめていくものであり、新市の具体的な事業を盛り込む建設計画の基本部分となるものであります。現在、まちづくり基本構想策定委員会は、2にあるような開催状況で第1回については7月15日ということで、これまで3回行われております。

9月17日に開催される委員会にて中間案の委員長提案という形で、構想の検討の結果が出される予定でございます。委員会の中での検討の主なコメントというのは、まず、「住民参加」、「文化歴史に重点をおいたまちづくり」、「21世紀を切り開いていく人材育成」、「環境に配慮したまちづくり」、「安心と安全のまちづくり」、「三重県の中心域11市町村が合併した県都30万の中核都市」というようなものです。

そして、まちづくり基本構想策定委員会は17日に午後6時半から津市の大会議室で行われます。ただいま、委員さんが30名、大学の先生が2名となっておりますが、委員さん以外の方も参加をしていただき、委員長提案についてご議論いただき、とりまとめをするというような形で、委員長もそのような形でお考えですので、重ねてご参加の程をお願いいたします。

以上で終わります。

議長 今、データの説明をしてもらいました。多分、お聞きいただいて、非常に比べ方自体も荒っぽく、つかみ所のない部分もございます。

2ページの類似団体の経費ということにいたしましても、11市町村の行政経費を足して、この仕事をしておる。そして、その人口と産業構造と同じところはありませんで、似たところを想定して比べるわけです。ですから、個々の事情が

完全に違ってまいります。我々11市町村のところの団体を仮定して、それぞれの行政経費を皆さんがいつも見積もるように積み上げて算定をして、これなら今のレベルを維持できるとやってみれば、本当の比較になると思います。しかし、今の段階ではこれはなかなかできませんので、こんな方法を取っていただきました。

説明があったように、全部合計すれば1,130億円位の規模の団体になるわけです。けれども合わせれば、1,000億円程度というような形で、同じようなことができるのではないかと考えていくと、そこに今、皆さんがいろいろと悩んでおられるところの財源不足とか、もっとサービスをこんなふうにするのではないかとといったような点が、合併することで解消されていくとこのように考えていかないとしようがないと思います。

合併による削減の効果を具体的には3ページで説明をいたしましたけれども、こんなに類似団体と合わせた形でやれましたら、ここで、72億3,000万円。これは単年度ですから、これだけ同じようなことをして削減できますよと、こんないいことはないのですが、具体的に考えてまいりますと、たとえば、職員にいたしましても、津の場合ですと、今、普通会計の職員が1,440人いると申し上げましたが、その30%約400人はお辞めいただくと、こういうことになります。平均に考えていただければ、皆さんの団体で3割の人に合併と同時に辞めてくださいといわなければ、削減効果は出ません。

それから、管理部門の経費も確かに理屈は11の議会事務局があり、11のその企画・総務的部門があり、11の監査部門があります。それを一つの団体にしてしまえば、こういう計算ができてまいりますし、それから総務費の削減といいますが、首長とかいらぬというふうにやってみれば、こう出ますけれども、なかなかそうはいかないところもあります。

このように、この72億円という試算は何年か後の平年ベースになった時のことを今の制度で考えただけのことでありまして、15年後であれば、いろいろなものが変わってまいりますし、なかなか思ったように削減できなかつたり、それ以上の合理化ができたとか、いろんな格好が出てくるのではないかと思います。

職員の問題が大きゅうございますので、私自身ももう少し考えてみたいと思います。地方公務員法の考え方で、合併するから辞めてくれといえないのであれば、職員採用をストップしなくてはなりません。私のところの場合ですと、大体8年間、新採をストップすれば、3割の削減になりますが、皆さんのところはそれぞれ事情が違いますから、こういう削減効果ということをきちんとあらわしていくには、どのくらいのことをやっていかななくてはならないのかなどお考えになっていただけたら、という参考資料になると思います。

さて、それでですね。まちづくりビジョン等についてはご意見がありましたら、あとでお聞きするとして、次の合併基本4項目を考えてみたいと思います。

説明会にまいりますと、この基本4項目がはっきりしておりませんと、一体どうなるのかということが、きっとあると思います。法定協議会がスタートしてから、決めてもいいようにも思いますけれども、できれば、それまでにお互い合意らしきことをしておきませんと新しい判断材料を持って、住民の皆さんに可否を問うことにはならないのではないかと思います。

それで、まずは今度の合併を新設(対等)、編入(吸収)、そういうような二つの形のどちらの選択をするかということであります。特に、まだお諮りしていませんが、この問題につきましては、今までいろいろと基本的なことですから、皆さんから似たようなところの問題でご意見を伺っておることもあります。久居市長さんは対等合併というご意見を伺っております。皆さんからはどんなご意見が出てくるかは、まだ明らかではありませんけれども、そんな様子です。

それから、合併の期日です。

新設合併、今までの11の市町村をなくしてしまって、新しい市を作り上げるということだと平成17年3月31日が法期限でございますので、そこから遡って、新しい市長の選挙ですとか新年度から仕事していかなくてはなりませんから、そのための予算編成とか、いろいろと日時が必要でございますので、そうするとやはり新市のスタートというのは平成17年の1月位ではないかと思います。これはスケジュールの時にかつてお話をしたと思います。

これも、編入という形の合併であれば、私の申しているような日程に限らない。こういうことでもあります。

次に、新しい市の名称です。

これも新聞紙上等で、いろいろと出ておりますけれども、時には非常に大きな問題になることです。法律上特に規定がありませんので、選択肢はいろいろ、決め方は自由ということでもあります。そういった中で、前に嬉野町長さんからは、津と一緒にするのであれば津、松阪と一緒にするのであれば松阪、そういう代表名詞がいいといったご意見もございました。また、選択肢は自由なのですから、今までの市町村名以外のまったく新しいものが登場してきてもいいのであります。そういうお考えの方もいらっしゃるかもしれません。そういう中で、これはなるべくゴタゴタすることがなくいければ、新しいイメージも作りやすいのではないかと思います。

それから、事務所の位置です。

同じような市が二つあって、どちらにしようかと引っ張り合っているようなところで、どこに中心の庁を置くかということでもかなりもめているケースもあるようです。そういったケースとうちの場合はどうなのか、いろいろございます。この問題についての委員の皆さんのご意見というのはあまり今までは出てこなかったと思います。ですから、今日は時間があれば、こういう問題についてもニュア

ンスなりお考えなりを言っていただいで結構かと思ひます。

決めるのは次の協議会。9月30日に予定してあります。そのころまでに一応、お考えいただくのがよいでしょう。

それから、今まで、このような調整をしていく項目があります、これを調整していかないと、具体的に住民の方に合併の効果が分かっていただけないという項目もたくさんございます。

まちづくりビジョンを今、策定をしてもらっていますが、これはたとえば介護保険料をいくらにするかとかそんなことではなく、ある程度、中長期的な新しい市の姿を説明するものと思ひます。今からお話する先行調査項目というのは明日からすぐに関係していく短期的なものです。

だから、こういったことが住民の方に非常に興味を持っていただいでおり、大切なんだというご意見もありますし、こういうことよりは、新しい市が10年、もっと先にどういふ形になって、日本の三重県の中で発展していくのか、こっちのほうが住民の皆さんに訴えていくのが大事だという意見もあります。これはいろいろだと思ひます。どちらの考え方も、なおざりには出来ない問題です。ですから、一つ一つの料金等にいたしましても、ある程度はこういった格好になるのかと頭に入れて住民の皆さんに接してまいりませんと、合併してこんなはずじゃなかったと、いうことにもなりかねないような気が致します。

それで、具体的にいろいろと項目を並べてもらいました。そして、検討していただきました。他にもあると思ひますが、今日は今まで事務局で検討してきた主なものを並べさせていただきます。1ページと8ページになります。

ここに二つに分けて説明させていただきます。

ここに出てくることはすべて大きな問題です。

皆さんの団体でも同じと思ひますが、水道料金一つにいたしましても、料金体系でいくらにしようか、どういふシステムにしようかということに時間をかけています。議会でも一度の議会で決まらず、次の議会にというくらい大きな事柄が全部ここに上がっております。ですから、そんな大きな事柄をすべて、事務局の少人数で方向をとというのは大変な話ですので、客観的にみてこうあるべきだという結論のものを8ページの「先行調査項目影響額一覧2」に、1ページの「先行調査項目影響額一覧1」の方は事務方で議論してみましても、その辺の政治的な問題がありますのでなかなか結論が出ない項目であります。

はじめ1枚の用紙に並んで資料が作られておりましたが、あえて、注文いたしまして皆さんに考えていただくのに、二つに分けてもらいました。

最初がそういう意味では右の欄にまだ考え方を書いていない。口頭で説明をするというふうにしてあります。

水道料金から、まいりましょうか。水道料金はこの表をご覧ください。

それぞれの市町村の料金収入を足していきますと13年度決算見込みは78億100万円です。これをたとえば、津市の料金徴収のルールで計算いたしますと69億6,100万円です。いただくルールによって、約10億円の差が出てくることとなります。

これを何十億という大きな話じゃなく、個人の話としてご説明しますと水道料金の時には口径13mm、1ヵ月使用量25m<sup>3</sup>という単位があります。それですと白山町では5,350円、津市では2,575円とかなり大きな差が生じてまいります。この幅は特に余計にいただいているという訳ではなく、ギリギリの企業経営をなさっての数字です。資本等に差があるし、水道を始めた時の歴史が長いところとそうでないところ、これはいろいろなやむを得ない企業体系の結果であります。それを低いところに合わせると8億から10億の収入不足になってくる訳であります。

単に計算をして、このような数字を申し上げましたけれども、管理が一本になりますと今までかかっていた人件費等が削減できますので、そういう意味では単純な計算にはなっていないと思います。また、ご承知の河口堰から県水の受水を致しております、こういうものの受水費等もございまして、単純に計算をしていくわけにはいかないと思います。

では、どうしていくのかということになります。

新料金の検討をしていくということになりますと、合併後いきなり料金アップ、ということにもなっていないと思います。現在、低いところが合併した途端に水道料金が何割かアップになることが容認されるかどうか、ということになります。

そうしますと色々な料金に共通した話ではありますが、そういうことが起こらないように低いところに合わせようということであれば、国の特別措置で補填できるかどうか、スタートした後である程度一般会計でカバー出来るのかと、こういったことも検討をしておかなければならないと思います。思案に困れば合併後の1団体の中で、何通りかの料金制度がある1団体多制度、こんなことがどの部分に許されて許されないのかも検討されなくてはなりません。

この水道料金の問題一つをとりますとも、非常に悩ましい問題であります。でも、スタートの時にはできるだけ合わせた考え方で、そしてすぐに料金アップといったことに仮になってこようとも、しばらくの間、水道供給体制というのをもっと合理化をして、いくらまで下げることが出来るかというような検討をする必要もあるでしょう。

なるべくギリギリのところでの料金設定かなと思います。国の特別措置で合併のときの料金のこういう歪みを補填するという考えもありますので、国の特別措置がどれくらいになるのか、その対象になるのがいくらでということは、後ほどすべて説明した後で申し上げます。国の補助が十分でないことも分かっ

ていただけると思います。結果をいってしまったようですが、合計した額には国の特別措置ではまったく追いつきません。

これは一つずつ、ご説明することもないと思います。日ごろの行政の中でのベテランでいらっしゃるから、簡単な説明にさせていただきます。

次は保育料です。ご存知のように保育料は国の徴収基準があり所得階層別になっております。国はなるべく基準額に合わせるようにとっていますが、なかなかそうはまいりません。この表にありますように、平均実績は国の額の72.7%が徴収実績です。津の場合は80%までようやく上げてまいりました。白山町さんは50.5%となっております。これは高いの、低いのというより、それぞれの団体がどこに行政の重点を置いていらっしゃるかです。こういう保育の福祉に重点を置いて一般会計でお客さんからいただくよりは、行政で措置しようというふうなお考えをいらっしゃることは、こういう結果になると思います。

では、どうするか、平均まで保育料を確保するとなると白山町さんは、今までお客さんは基準額の半分くらいで済んでいたものを7割に上げるということになります。こういうものも今までの経過等を考えますと1地域2制度になるのか、それがいいのかとか、悩ましい問題になります。

次は幼稚園使用料でございます。これは月額で出しておりますが、津市は15年度から6,000円ですが、現在5,700円ですから、今、一番高いのは美里村さんの5,800円となります。これは14年度の平均の幼稚園使用料の実績を単純に割ってしまえば5,500円くらいになると思います。ですから、低いところは上げなくてはいけませんということになると思います。

3歳児保育問題も一方ではございまして、津の場合は公立ではやっておりません。そういう要望もありますが、私は、私立の経営方針と公立の立場とか考えて、3歳児は公立ではやらないというふうに、政治的判断をしているわけです。合併して、今までやっていなかったところをやってしまうのか、逆に3歳児保育をやっていらっしゃるところで公立をお止めになって、私立にやりなさいといえるのか、この地区に私立の幼稚園がないということもあります。これは、料金をいくらにするかということと合わせて、実際に行政のあり方をどうしていくか問われる問題であります。

次の給食もそうです。中学校の給食を津の場合はやっておりません。私は一つの考え方として実施しておりません。久居市さんがミルク給食をやっていらっしゃるけれども、考えがおありだと思います。実際、中学校に一般給食をおやりになっておられるところも教育的観念から、いろんなことを判断されて行政のやり方として、おやりにはそれぞれで一つの見識であると思います。

ですから、これも各市町村の実情に応じていろんな形でありますから、それを合併して統一するのか、それとも現在の実施方法をバラバラではありながら、継

続をしていくのかよく考えていくべき問題です。

次に介護保険料です。

介護保険は12年～14年の間、第1号被保険者の基準額といったものを、それぞれ算定をいたしまして、そして、12、13、14年としてきたのでありますが、そろそろ結果が出てきておるころであります。ですから、来年から、新しい料金を決めていかなければなりませんので、合併を致しますまでに、この料金の見直しをそれぞれの市町村がやらなくてはならないことになっております。

津の場合、現在、基準額3,152円いただいております。安濃町さんは2,541円でありますから大分差があります。3年間やってみて2,541円で十分だったという答えが出れば、次の第2期分も似たような徴収ができますし、不足だったというのであれば、それまでの不足分と15年度からの分ですから、ずいぶん値上げということになります。安濃町さんを例に出して失礼ですが、もう仲間でありまので、分かりやすく具体的に名前を出してお話してまいります。

平成15年度からの新料金を、申し上げましたように設定をしなくてはなりません。それをちゃんとやっていきますと、合併の最初の1年間（平成17年度）は、皆さん方がそれぞれお決めになった料金でいただくことになるのかなと思えます。そういうふうな考え方で新しい料金に取り組んでいただければ、合併当初1年間は、料金がバラバラになっていても良いのかなと、こんなふうに思えます。それから、国民健康保険料です。

これも算定方式がそれぞれ違っておりますので、難しい複雑な問題です。ほとんど資産割を入れてお客様から保険料をいただいておりますけれども、津市の場合、資産割がございません。これはしっかり議論をして、資産割を津市に導入した場合のまずい点を考慮して入れていないわけでございます。それから、均等割と平等割、それからいわゆる応能、応益の比率をどのようにするかです。

これも個々の料金を決めるときには、いろいろと皆さんご議論をなさっていることと思えます。そんなふうに、いろいろと制度の違いがありますが、簡単に料金でみてみますと、津の場合、平均が8万円ですが、芸濃町さんは6万5千円で少し差があります。6万5千円で管内の国保がまかなっていければ、皆さん健康で素晴らしいまちだということです。

非常に難しいのですが、低いところのルールに合わせますと年間10億円くらいの差が出てまいりますので、これをどうするという問題が出てきます。

でも、国保は皆さんの中でご議論の最中だと思いますが、医療制度の改革もございまして、高齢化の中で老人医療費がどんどんと右肩上がりでございますので、今、物事を考えるのと医療制度の改革等を踏まえて考えるのと、ずいぶん変わってくると思われまいます。そんなことを一つ一つ申し上げました。なかなかそこまでしか申し上げられない項目でしたので、取り上げて説明をさせていただいたので

すが、いずれも新市が発足して、直後に料金改正の議論を重ねていかななくてはならない問題ばかりでございます。こういう問題をどのように住民の皆さんに納得していただくかということになると思います。

「一覧 2」の方は幹事会、専門部会の議論を踏まえてお話をしていこうと思います。

10 ページをご覧ください。(3) 合併した新市に対する財政支援等の、合併直後の臨時的経費に対する財政措置ということで、5 年間で総額 30 億円ということでございます。次の 11 ページ、特別交付税による財政措置というのが、公共料金の格差是正など、こういったものやっけていくための包括的なもので、3 年間で総額 12 億円ですから、合わせて 42 億円です。1 年間でこれだけあればいいのですが、3~5 年でこれだけありますから、5 で割りますと 1 年間で約 8 億円が特別措置として、こういう料金の均等是正のために、使うことが出来るということになります。

一方、低いところの料金に合わせる、これもきちんと出てくる数字ではありませんので、仮に大まかに計算をしてみると 1 年間でその影響は 24~25 億円。

24~25 億円、国が料金是正のために助けてくれれば、それをそのまま使えばよろしゅうございますけれども、24~25 億円ものうちの 8 億円ですから、3 分の 1 であります。では、あとはどうするかということで、その後、本来なら職員数を減らすなど合理化をやって、そして、浮いてきたお金で住民サービスを落とさないというふうに持っていくのが、理想だと思います。

これも先ほど申し上げましたように、そう計算したように、類似団体と比較したように職員に辞めていただくというわけにもまいりません。

何年か経ち、合併の形が固まってきたら合併の効果というものを発揮することも出来ると思いますが、合併した最初は非常に辛いと思われれます。

人や組織やそういったものは、そのまま面倒をみていかななくてはなりませんし、合併した直後、サービスが落ちたなどいろいろなことをいわれれば、それにも対処していかななくてはなりません。非常に苦労するところから合併は始まります。

先日、旧田無市長の話がございました。合理化で格差是正は出来たと説明をしておられました。あのよう、隣同士の二つの市が一つになって、あまり行政サービスの差がないところであれば、お話のようにいくかもしれませんが、私たちのように 11 市町村の合併、そしてそれはいろんな部分で、それぞれ素晴らしい行政をやってきたところの集まりで、素晴らしいところばかり集めて 11 市町村を均等化したり、その逆であったり、このケースは今までにない難しいものになるように思います。

それから、どこまで先々のことを考えて、住民の皆さんにご理解をいただけるのかということが、結局、重要になってくるのではないかと思います。

というところまでご説明をいたしまして、あと、手数料ですとか、税でありますとかそういった問題が、まだまだございます。交代いたしまして、ご説明をさせていただきます。

今まで、私が申し上げたことも頭の隅においていただいで、それと比べて、それぞれの問題をどうしていくのかご理解いただけるとよいと思います。このような問題のあるなかで、皆さんの説明会に使っていただくということになりますので、恐縮ではありますが、法定協議会がスタートしないうちから新市の水道料金をこうすると決めてしまうのも、考え方によっては無理なことのような気がいたします。2年間位かけてしっかり議論をして、決めていただくということ、それでもはっきり方向が出ないということがあるなら、しばらくこのままでいこうというのも、あるのかもしれませんが。では、交代いたします。

事務局長 「先行調査項目影響額一覧 2」8 ページをご覧ください。財産、負債につきましては、現行のまま新市に引き継ぐ方向で調整し、持ち寄り方については、今後検討を重ね調整する。財産区の扱いは、現行の財産区のまま新市に引き継ぐ方向で調整する。となっております。

次に交付手数料、証明料であります。各市町村の累計が1億5,700万円、津市の例で250円、久居市、河芸町で200円という形で影響額が2,300万円と大きくないため、住民サービスの面から最低の額とする。

施設等の使用料につきましては、施設の内容とか規模、建築年度が異なり、その利用料が地域に定着していることから、現行のとおりとする。

通学区域ですが、就学する指定校の変更についての許可基準を緩和の方向で統一し、通学区域制度の弾力的運用を図るとともに、各市町村の境界に隣接する学区は、教室の状況を踏まえて通学距離を考慮するが、現在の通学区域の線引きを変更せず、学校を選択することが出来る方向で調整する。

次に税でございます。

(1) 個人市町村民税均等割税額でございます。14年度調定実績が2億5,000万円ということでございます。地方税法の定める標準税率で課税することで、標準税率が2,500円課税をする。前納報奨金については、合併時は津市の例によるものとするが、その後、廃止の方向で検討する。

(2) 法人市町村民税法人税割税額でございます。津市が採用している法人税割税率の超過税率で課税することとする。

(3) 固定資産税につきましては、前納報奨金については、合併時は津市の例によるものとするが、その後廃止の方向で検討する。

(4) 都市計画税につきましては、合併特例法による不均一課税を適用し、新市における都市計画に沿って課税を行う。不均一課税の方法については、今後検

討を重ねていく。

(5) 入湯税でございますが、現行どおり鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に1人1日につき、150円の入湯税を課することとする。

(6) 督促手数料は津市の場合80円、久居市、河芸町で50円でございますが、津市の例とするということです。

(7) 納税貯蓄組合に対する補助金等は、廃止することを考えております。

次、その他の中で、資料としては9ページです。

現在の事務所、支所等については、合併時点の住民サービスを低下させない配慮が必要であるということで、9ページに事務所、支所の状況を掲載しております。

次に特別職等について、10ページにございます。常勤の特別職の報酬を各市町村上げてございます。また、議員についても報酬額等を上げてございます。一般職についても同様にあげてあります。今後、この件では検討していかなければならず、調整を要するというところでございます。

一部事務組合につきましては、11ページにこれだけの一部事務組合がありますが、11市町村が合併となれば、ほとんどの一部事務組合は解散が可能となります。

三雲町さんが入っているところに関してはそのままですが、ほとんどが解散となる可能性があります。

それから、公共下水道ですが、12ページにございます。

料金体系、料金単価、受益者負担金に金額の差がございました。また、普及率も差があるため、今後、検討を重ね調整をするということでございます。

事業所税。合併により人口が30万人以上となっても、合併が行われた日から起算して5年間を経過する日までの間は、政令での指定は行われなため課税されないというように取り扱っていきます。

特別土地保有税につきましては、地方税の定める標準税率で課税することとするとなります。

今、1と2を合わせて、会長からございましたように、最低の金額で合わせますと24億2,100万円というようなこととなります。以上です。

議長 それでは、10分ほど休憩をとります。

再開

議長 先ほどから、ご説明申し上げましたので、ご質問なり、ご意見を伺いたいと思います。どの問題でも結構でございますので、どうぞご発言ください。

安濃町長 これから 10 月にかけての住民説明会ということで、ご説明いただいて、変更等々あるようですが、特に住民の方々は合併後の市はどうなっていくのかとその点の関心が深いのではないかと考えます。

その中で、まちづくり基本構想策定委員会が今日まで議論してきていただいている中間報告というものがこの資料にございますが、なかなか時間的にも十分でなくまだまだ基本的な構想までいっておりません。出来ましたら、もう一步、二歩踏み込んでいただきまして、なんとかまちづくりのゾーニング等位までをお作りいただくと住民の皆さんにも、どのような市ができるということをご了解いただけるような気がいたしますので、大変ご努力が要りますけれども、要望いたしておきます。

議 長 委員長はいつ、報告していただけるのですか。

事務局長 この資料にございますように 9 月 17 日に委員長提案というものが出されます。

そこで、今まで話し合ってきた委員さんの考えを委員長がまとめて、委員の方にお諮りをして、さらに委員以外の方についても意見を聞いてとりまとめていくという形でのスケジュールでございます。

その結果については 9 月 21 日に幹事会を予定しておりますので、そこで幹事の皆さん方にお示しをして協議会にあげていただくこととなります。9 月 30 日までにはいろいろな意見をいただいて、その中で出していきたいと考えております。

議 長 公募委員さんで、かなり熱心に議論していただきますので、私もどんな議論になっているのか、あまり口を挟まずに見ております。

気持ちを申し上げれば、三重圏域の中心地域の 11 市町村が合併をして、県都 30 万の中核都市、これくらいデンと出してくれたら、と思っています。

ここでいう話しではないかもしれませんが・・・。

皆さんとの協議会で大体私はこんな感じでいこうと思うからこそ、熱心に集まっていたいただいて、いろんな問題がかたわらにありますけれども、議論をしていくのですから、そういう方向で形になっていけばよいなと思います。

一志町長 今、すでに道州制の問題が議論にのぼりつつあります。そういう中で、県都津市 30 万、こういうものは、道州制が議論されるなかでどうしても必要であると思います。そこで、先ほどお話しがありましたように、この住民説明会においては、先ほど来、数字をいろいろと聞きましたけれども、まだ理解が十分ではありません。

ません。こういう形の資料で住民の皆さん方に説明をした場合、住民の皆さんの理解は、今の私の段階にしかならないのではないかと思います。これから、懇談会等において、三重大の先生がうまくまとめていただくかもしれませんが、いずれにしてもこういう姿ができ上がるんだと、安濃川、雲出川を2本の柱として文化を育んできて、山から海までの新しいまちづくりをしていくんだと、そして、旧市町村が必ず核として残っていくんだ、そして、さらにこのようなサービスをしていきますと住民の皆さんに語りかけるように、話せるような説明資料をいただきたいと思います。また、図も入れて、説明できるものが望ましい。数字ばかり並べても仕方がないと思います。

それから、大まかな話しであります、この11市町村で構成するということになりますと財政力指数が0.702ということございまして、私どもにとっては夢のような数字です。津市さんにとっては非常に苦しい数字であるかもしれませんが、ある意味ではこれから交付税も減り国庫補助・負担金も減ってくる、そういうことが見事にみえてくるようななかで、このような財政指数になっていくということは私どもとしてはありがたいことで、こういう気持ちでございます。

それから、人件費で、津市長さんが8年間採用を凍結すれば、というお話しでございましたが、前に県からお示しいただいた資料では、3人の退職で1名採用と3分の1の割合で採用していった場合に10年間、11市町村で1,120名という数字をお示しいただきましたと思います。これが今でも正しい数字なのかはわかりませんが、おそらくこの間退職される方の数を拾われたのであれば、間違いないであろうと思います。

人件費の方は、交付税は10年間を保障されるのですから、その間のうちにうまく着陸出来るのではないかと思います。

それから、いよいよこれが法定合併協議会にならないと本当に真剣な議論がやりにくい部分もあると思われま。そして、これまでいいところばかり残していくということは、全体にいいところばかり残していくというのは難しいですから、何年間か、新市ができて、許されないのかもしれませんが、何年間かの間にたとえば5年の間に段々といい方向に向かっていくとこういう方法をとっていかなくてはまとまりにくい、そんな気がいたします。

議 長 私も合併をして、住民の皆さんにどんなサービスをとということで、負担は一番低いところで、サービスが一番高いところに合わせてということが、これは合併の効果として、どちらからか財源措置があってやってもらえるなら、そういうこともできるでしょう。

ただ、単純に金の計算ができたからといって、そういうことにすること自体が、行政のあり方としてと、基本的な問題もあります。いろんな数字をよそから聞

いて、先ほどおっしゃったように、この資料は細かいところにはまり込んでいきますと、とてもじゃないですが、分かりにくくなりますので、承知の上でアバウトに大きなイメージを持っていかなければならないのですが、そういう持ち方をして、とてもこれは一番低いところ、高いところにあわせたのでは、スタート直後から持たないと思いました。

そんなことで、多少こんなふうになっていけば、いいなと思うところに近づきつつ、それぞれの団体の中では、今までのものよりも厳しくなったなというものやら、今までなかったものがこんなふうになったとか、こういうふうに軽減されたとか、そういうことが入り混じって納得していただけるようなバランスになれば、いいのかなと思います。

それは、それぞれの皆さんで幹事さんあたりとその議論の中で、自分のところの制度で合わせていただいて、これぐらいなら、説明できるかなというめどの集まりなんでしょう。

ですから、私の例でいえば、水道料金もどの辺のところにも新料金を、もし仮に設定するのであれば、今までの市民感覚が納得できるのかなと、そんなところが気になりました。

それから、人件費の問題は大まかに 8 年間で申し上げましたが、とてもできる話ではないと自分の団体を見れば分かります。それでなくても、地方分権といって新しい仕事やら、複雑なものが出てきますので、そうそう簡単に減らせるものではないということは私も承知しております。せっせと今まで、退職を一部補充とやってきたんですが、それはそれなりに効果はあると思うのですが、今申し上げたような類似団体と比較しての数字を、ずばりそのままをみんなが平等に当てはめてしまうのは、それぞれの団体で、物差しで計った数字ではありませんから、いろいろな事情があつてのことですから、厳しいところいろいろあるでしょう。

退職手当の問題もあります。ですから、いつかは合併のための退職なんかも考えなくてはならないのかと思ったりします。少し、極端になりましたが、人件費の問題は非常に悩ましい問題です。

それから、もう一つ。議長さん、委員長さん方がいらっしゃいますので、特別職の問題をよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。事務局で議員さんの処遇を検討してみなさいといっても、なかなかやれないと思います。合併特例を勉強いただきまして、こういうふうな形で特例をすれば初年度、こういうふうになるというのは出てまいりますので、いずれかの時にはご示唆をいただかなければならないかと思っております。

こういう問題は住民の皆さんには直接、関係ないとすれば法定の問題かもしれませんが。ですから、住民の方にお話をする材料に、新市のイメージとして、これからのあり方として、どの辺までみんなが共同認識を持ってやっていけるか。あ

えて、みんな問題は揃っておりませんが、お話をしておるわけです。

ですから、この項目以外にも先行調査項目、いっぱいあると思います。ですから、住民説明会に出ていけばどこかの部分が得意な方はいらっちゃって、そのところを突っ込んでこられるでしょう。こんなことも調整してなくて、住民が合併の是非を判断出来るかというお言葉も出るかもしれません。

でも、それは我々がお話をする時に、得意部分にはまり込んでしまいますと、全体を見失うことになってしまいますので、我々がよく、そういうお話をしていかなければならないだろうと思っております。こういう説明材料を事務方に揃えていただいたときに、常に気になったことでした。

一志町長 先日、安濃町で合併問題の講演会がございました。ご案内いただきまして、私もできる限り出席を心がけておりまして、そこで講師の先生が話されたことですが、今度の合併はいいところは何も無いという話でした。財政問題を中心として、苦しい事情を、合併によっていかに和らげるかであるというふうな講演でありました。

私は非常によく理解でき、今回の合併とはそういうところが大きくあるのではないかと思います。そのためにはあまりにも小さな合併をしてしまいますと、衝撃がきたときにすぐにダウンということになるのではなかろうか、と考えております。

議長 事務局より、もう少し話があるようでございます。

いろいろと話を伺わなくてはならないし、おっしゃりたいこともあると思いますが、この辺で、次に移らせていただきます。幹事さんがいつも集まっていちゃいますので、是非それぞれの市町村の幹事さんたちを窓口にしていただきまして、皆さんのご所見をその都度、事務グループに入れていただきましたらと思っておりますので、よろしく願いを致します。

事務局長 訂正がございました。先行調査項目の 1 ページ、介護保険料の最低の例によるという欄で白山町 2,541 円とございますが、安濃町の間違いでございます。お詫びして訂正いたします。よろしく願いいたします。

それから、専門部会とか分科会の開催状況がございました。かなりの時間を費やしてやっていただいております。専門部会につきましては 16 専門部会、90 分科会の中で、調査項目が 1,955、附表項目 675 ということで、全部で 2,630 項目について調査しておるところでございます。

もう一つ、この住民配布資料の最後のページ 16、17 ページにつきましては説明会会場で会場アンケートを取りたいという内容の案でございます。1～4 につ

いてはシンポジウムと同様のアンケートでございます。5 につきましてはこのような形で、アンケートを取りたいと思っております。6 についてはいろんな意見を書いていただくということを考えております。

次に移りますが「津地域における新しい情報ネットワークと情報システムの構築・整備・運用計画策定支援業務の委託について」という書類があると思います。これにつきましては目的としまして、合併時に支障なく適切な住民サービスの確保が図れるよう、情報ネットワークや情報システムの現状・課題の整理、整備・運用を図るとなっております。

契約方法は随意契約とする。その理由としては情報ネットワーク、情報システムに精通し、高度な専門的知識や技術力を活かした、的確、また実現性のある提案が出来、企画力のある事業者を選定が不可欠ということで、企画提案コンペにより事業者の選定を行い、随意契約を行いたい。

予算については 450 万円とする。

この費用につきましては、三重県の「合併推進市町村情報化支援事業補助金」「合併協議会支援事業補助金」を活用し、協議会の負担金の増額等を行わない予定です。

予算的にはホームページの作成委託料とか、まちづくり基本構想策定にかかる委託料の中で、組み換えを行いまして、次の協議会で補正予算の議案を提案させていただきますしたいと思います。

企画提案コンペ参加事業者についてですが、7 社を予定しております。

それから、今後の日程でございますが、9 月 17 日午後 6 時半より、津市役所大会議室にて、拡大まちづくり基本構想策定委員会を開催いたします。多数の方にご参加いただきますようお願いいたします。

9 月 21 日 12 時半より、三重県総合文化センター中ホールにて、全国リレーシンポジウムが開催されます。

9 月 30 日午後 3 時より、河芸町役場にて、第 7 回協議会がございます。

11 月 5 日午後 4 時より、津市役所大会議室にて、第 8 回協議会がございます。以上でございます。

あと県民局長からお話がありますので、お願いします。

県民局 先ほどご紹介いただきましたが、「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム 2002 in 三重」でございます。前々回にもご案内させていただきましたが、ぜひともご出席をお願いいたします。パネルディスカッションがございまして、パネリストとして、津市長、県知事も出席いたしますので、皆さん是非、ご参加いただきますよう、改めてお願いをさせていただきました。

よろしく願いいたします。

議 長 それでは、本日はありがとうございました。なかなか揃った資料ではございませんでしたので、分かりにくかったと思いますが、そこは皆さんのお考えの中の随所にこの数字を入れていただきまして、お考えになっていただきたいと思います。説明の途中、失礼なことも申し上げましたけれども、お許しをいただきまして、どうぞ今後ともよろしく願います。

ありがとうございました。これで終わらせていただきます。